監督補助等業務委託契約書

１　委託業務の名称

２　委託業務の履行場所

３　履行期間　　　　　　　　　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日まで

４　業務委託料　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　金　　　　　　　　円）

５　契約保証金　　金　　　　　　　　円

**[注]契約保証金を免除する場合は、「免除」と記入する。**

　上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

**［注］電子契約の場合は「本契約の証として、本書の電磁的記録を作成し、両者電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保存する。」と記入する。**

　年　　月　　日

発　注　者　　　　　住　　　　所

氏　　　　名　　鳥取県

鳥取県知事　　氏　　　　名　　　　　印

**[注]地方機関の長に契約書の作成を委任した場合の発注者の表示は、次による。**

**鳥取県**

**鳥取県○○総合事務所長**

**氏　　　　名　　　　　印**

受　注　者 住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

**［注］受注者が設計共同体を結成している場合は、受注者の欄には、設計共同体の名称並びに設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入する。**

（総則）

**第１条**　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第10条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　受注者は、契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

６　受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。受注者が業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任した場合においては、下請負者又は受任者（以下、「下請負者等」という。）に遵守させなければならない。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

８　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

９　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

10　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

11　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

12　この契約に係る訴訟の提起又は調停（第49条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

13　受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

**第２条**　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務工程表の提出）

**第３条**　受注者は、この契約締結後７日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

４　業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

**第４条**　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付させなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(１)契約保証金の納付

(２)契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(３)この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(４)この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(５)この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２ 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）を用いて知事が認めた措置を講ずることにより、前項の規定による保証契約の証書の寄託に代えることができる。この場合において、請負者は、当該保証契約の証書を寄託したものとみなす。

３　第１項本文の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の１以上としなければならない。

４　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第46条の２第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

６　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

 **[注]契約の保証を免除する場合は、本条を削除する。**

（権利義務の譲渡等）

**第５条**　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　受注者が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第一項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第一項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（著作権の譲渡等）

**第６条**　受注者は、成果物（第35条第１項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第２項後段に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

２　発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

３　発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４　受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

５　受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用し、若しくは複製し、又は第１条第５項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

６　発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

**第７条**　受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において発注者が指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

３　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

４　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の報告を請求することができる。

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（調査職員）

**第９条**　発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

２　調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(１)発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

(２)この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(３)この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(４)業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

３　発注者は、２名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合において、当該書面は、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（管理技術者）

**第10条**受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

２　管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（監督補助員等）

**第11条**　受注者は、業務の着手の日までに、調査職員の指示により工事現場における工事管理の技術上の管理補助を行う監督補助員等を定め、その氏名を発注者に通知しなければならない。監督補助員等を変更したときも同様とする。

２　監督補助員等は、前条第１項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

（地元関係者との交渉等）

**第12条**　地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

２　前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

（土地への立入り）

**第13条**　受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

（管理技術者等に対する措置請求）

**第14条**　発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第７条第３項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（履行報告）

**第15条**　受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（貸与品等）

**第16条**　発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

３　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

４　受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

５　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

**第17条**　受注者は、業務内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該不適合が発注者の指示による場合その他発注者の責めに帰すべき事由による場合で、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

**第18条**　受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(１)図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(２)設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(３)設計図書の表示が明確でないこと。

(４)履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。

(５)設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、当該事実について直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに当該調査を行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

**第19条**　発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更の内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

**第20条**　第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認めるときは、発注者は、業務の中止の内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止の内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

３　発注者は、前２項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

**第21条**　受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

２　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更の内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

３　発注者は、前項の規定により設計図書等を変更した場合において、必要があると認めるときは、履行期間又は業務委託料の額を変更しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

**第22条**　受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認める変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

**第23条**　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

３　発注者は、第１項の場合において、必要があると認めるときは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

**第24条**　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が履行期間の延長変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の短縮等の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の額の変更方法等）

**第25条**　業務委託料の額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に、発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

**第26条**　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

**第27条**　成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第１項、第２項若しくは第３項又は第29条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

**第28条**　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第３項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

４　前３項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

**第29条**　成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第46条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項に規定する損害（受注者が善良な管理者の注意業務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の１を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する業務における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(１)業務の出来形部分に関する損害損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(２)仮設物又は調査機械器具に関する損害損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の１を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項の規定を適用する。

（業務委託料の額の変更に代える設計図書の変更）

**第30条**　発注者は、第８条、第17条から第23条まで、第26条、第27条、前条、第33条又は第39条の規定により業務委託料の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

**第31条**　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３　発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

４　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

５　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（業務委託料の支払）

**第32条**　発注者は、受注者が前条第２項（同条第５項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときは、合格した日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

２　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

**第33条**　発注者は、第31条第３項若しくは第４項又は第35条第１項若しくは第２項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（部分払）

**第34条**　受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の10分の９以内の額について、次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中○回を超えることはできない。

２　前項の請求は、同項の業務委託料相当額が業務委託料の30パーセントを超える場合に限り行うことができる。

３　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

４　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知するとともに、14日以内に部分払金を支払わなければならない。

５　前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

６　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第１項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第４項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

　　部分払金の額≦第１項の業務委託料相当額×（９／10）

７　第４項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び第６項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

[注]部分払をしない場合は、本条を削除する。

「○回」の○の部分には、鳥取県会計規則第121条第４項の規定の範囲内で、発注する業務の内容に応じて妥当と認められる数字を記入する。

（部分引渡し）

**第35条**　成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第４項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「指定部分に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得てその引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第４項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「引渡部分に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

３　前２項の規定により準用される第32条第１項の規定により受注者が検査に合格した時の部分引渡しに係る業務委託料は、次に掲げる式により算定する。この場合において、第１号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第２号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、前２項において準用する第32条第１項の規定による指定部分に係る業務の検査に合格した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(１)第１項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料

(２)第２項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料

（債務負担行為に係る契約の特則）

**第36条**　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

　　　　　　　　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円

２　支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

　　　　　　　　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円

３　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

**[注] 債務負担行為に係る契約でない場合は、第36条及び第37条を削除する。**

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

**第37条**　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「履行高超過額」という。）について、部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

２　この契約における部分払金の額については、次の式により算定する。

　　部分払金の額≦業務委託料相当額×９／10

　　－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）

３　各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

　　　　　　　　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　回

　　　　　　　　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　回

　　　　　　　　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　回

（第三者による代理受領）

**第38条**　受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合は、当該第三者に対して第32条（第35条において準用する場合を含む。）又は第34条の規定に基づく支払をしなければならない。

（部分払金等の不払に対する業務中止）

**第39条**　受注者は、発注者が第34条又は第35条において準用する第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項前段の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

**第40条**　発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

　（１）履行の追完が不能であるとき。

　（２）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

　（３）成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

　（４）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

**第41条**　発注者は、業務が完成するまでの間は、次条又は第42条の２の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

**第42条**　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

（２）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（３）履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（４）管理技術者を配置しなかったとき。

（５）正当な理由なく、第40条第１項の履行の追完がなされないとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

**第42条の２**　発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めたときは、直ちに契約を解除することができる。

（１）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条に違反する行為をしたとき。

（２）刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条に規定する行為をしたとき。

（３）第５条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

（４）第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

（５）この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

（６）受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（７）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（８）契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（９）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（10）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

（11）第43条又は第44条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（12）受注者又は受注者の経営幹部（受注者が法人の場合において、その役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）が、次の各号のいずれかに該当するとき。

　　　 ①　暴力団であると認められるとき。

②　経営幹部が暴力団員であると認められるとき（顧問等に就任するなど事実上、経営に参加している場合を含む。）。

③　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア　雇用すること。

イ　業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために代理人、受託者等として

使用すること。

ウ　いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

エ　友人又は知人として会食、遊戯、旅行等を共にすること、又はパーティ等に招待し、若しくは招待されて

同席すること等の密接な交際をすること（法人にあっては、経営幹部が行うものに限る。）。

オ　前２号に該当する者又はアからエまでのいずれかに該当する行為を行う者であることを知りながら、この

契約に関して業務の再委託をさせること。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第42条の３**　第42条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

**第43条**　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

**第44条**　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(１)第19条の規定により発注者が設計図書を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

(２)第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の３分の１（履行期間の３分の１が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないときとする。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第45条**　第43条及び前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

**第45条の２**　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第35条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分（受注者が既に業務を完了した部分（第35条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとする。）をいう。以下同じ。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分委託料の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

**第46条**　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

２　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有し、又は管理する業務の出来形部分（第37条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第２項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第７条第３項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、並びに作業現場を修復し、若しくは取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

３　前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、当該各号に定めるところにより、発注者又は受注者が負担する。

(１)業務の出来形部分に関する撤去費用等　契約の解除が第42条、第42条の２又は第46条の２第３項の規定によるときは受注者が負担し、第41条、第43条又は第44条の規定によるときは発注者が負担する。

(２)調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等　受注者が負担する。

４　第２項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第１号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

５　第１項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第42条、第42条の２又は第46条の２第３項の規定によるときは発注者が定め、第41条、第43条又は第44条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第１項後段及び第２項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

６　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

**第46条の２**　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（１）履行期間内に業務を完了することができないとき。

（２）この成果物に契約不適合があるとき。

（３）第42条又は第42条の２の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）第42条又は第42条の２の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき

（２）成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則第120条第１項に規定する率の割合で計算した額とする。

６　第２項の場合において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（相殺）

**第46条の３**　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他債権と相殺することができる。

２　前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

３　第１項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

（受注者の損害賠償請求等）

**第46条の４**　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（１）第43条又は第44条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第32条第１項（第35条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則第120条第１項に規定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

**第46条の５**　発注者は、引き渡された成果物に関し、第31条第３項又は第４項（第35条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から３年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項の請求を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等の性状が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償の予定）

**第46条の６**　受注者は、発注者において受注者が第42条の２第１号又は第２号のいずれかに該当する行為をしたと認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の２に相当する額を発注者に支払わなければならない。業務が完了した後においても、同様とする。

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

３　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（保険）

**第47条**　受注者は、設計図書に基づき保険を付したとき、又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

**第48条**　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払の日まで鳥取県会計規則第120条第１項に規定する率の割合で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なおこれに不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき鳥取県会計規則第120条第１項に規定する率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

**第49条**　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人１名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者及び受注者それぞれが負担する。

２　前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争について、第14条第２項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第４項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第２項若しくは第４項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第１項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

３　第１項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項に規定する発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（契約外の事項）

**第50条**　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（別記）

**個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項**

（基本的事項）

第１条　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

２　乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

 （目的外保有・利用の禁止）

第３条　乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第４条　乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（第三者の個人情報の取り扱いに関する義務）

第５条　乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

２　前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

（個人情報の引渡し）

第６条　業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

２　乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

（複製・複写の禁止）

第７条　乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（安全管理措置）

第８条　乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（研修実施時における報告）

第８条の２　乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

２　第５条による再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第９条　乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

２　甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（個人情報の返還等）

第10条　乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

２　前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

３　乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

（定期的報告）

第11条　乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

２　第５条による再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（監査）

第12条　甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第13条　乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和４年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

２　乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

３　前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14条　甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第15条　乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第２条第１項第６号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第２条から前条までと同様とする。

（注１）　甲は鳥取県、乙は受注者（受託者）をいう。

（注２）　業務の実態に即して適宜必要な条項を追加し、又は不要な条項は省略して差し支えない。

**個人情報・死者情報の取扱いに係る特記仕様書**

甲及び乙は、この契約による業務を処理するための個人情報及び死者情報の取扱いについて、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守するに当たっては、次の仕様のとおりとしなければならない。

１　基本的事項（特記事項第１条関係）

　　甲は、乙に対し、個人の権利利益を侵害することのないよう、この契約による業務に係る個人情報の適正な取扱いについて次表のとおり教示する。

|  |
| --- |
| (１)　甲から受託した事務に係る個人情報の適正な取扱いについて講じなければならない安全管理措置の対象は、個人データに限定されるものではなく、個人情報全般に対し及ぶものであること。〔個人情報の保護に関する法律第66条第２項〕(２)　個人情報保護委員会から示されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」別添「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に準ずること。〔個人情報保護委員会URL　<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#gyosei_Guide>〕(３)　個人情報保護委員会から示されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（個人情報取扱事業者等に係るガイドライン）」の企業規模別での取扱いを参酌して差し支えないが、これをもって(２)の基準を免れるものと解釈してはならないこと。　　　　〔個人情報保護委員会URL　<https://www.ppc.go.jp/news/>〕 |

２　第三者への提供の承諾（特記事項第４条関係）

　　特記事項第４条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号（甲の電子決裁等システム（鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第２号）第２条第１項第９号に規定する電子決裁等システムをいう。）を利用して取得した番号をいう。以下同じ。）を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

３　業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しに係る指定（特記事項第６条関係）

　　特記事項第６条第１項に規定する甲の指定は、次に掲げる基準の中から定めるものとする。

　(１)　方法

　　ア　個人情報の記録媒体が用紙である場合

　　　　手交又は郵送

　　イ　個人情報の記録媒体が電磁的記録である場合

　　　(ア)　当該電磁的記録を有形物（光ディスク）に収録する場合

手交又は郵送

(イ)　当該電磁的記録を無形物（ファイル）のままとする場合

甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用

　(２)　日時

　　　　甲乙間において、事前に協議して定める。

　(３)　場所

　　　　甲の事務所又は後記７(１)表中④の作業場所の所在する乙の事務所

４　業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しに係る記録（特記事項第６条関係）

　(１)　特記事項第６条第２項の当該個人情報を預かる旨には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

　　ア　引渡者たる甲の名称等

イ　受領者たる乙の名称又は氏名

ウ　この契約又は業務の名称

　　エ　乙が引渡しを受けた個人情報の名称等

オ　乙が引渡しを受けた日時及び場所

　(２)　特記事項第６条第２項に規定する電磁的記録の交付は、甲乙間の協議により、次に掲げる基準の中から定めるものとする。

　　ア　PDF形式のファイル

次に掲げるいずれかの方法で甲に対し送信すること。

(ア)　甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用

(イ)　甲が指定する電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの添付

乙があらかじめ甲に届出をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

　　イ　甲が指定する電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの直接記入

乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

５　複製・複写の承諾（特記事項第７条関係）

　　特記事項第７条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

６　乙が甲と同等の水準をもって講じなければならない安全管理措置（特記事項第８条関係）

(１)　個人情報の保護に関する法律第66条第２項の規定により、乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、当然に、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい等の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならないところであり、特記事項第８条においてもこの旨を確認したところである。

ついては、乙は、乙が業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、その安全管理措置について甲と同等の水準を確保するため、次表のとおり所要の措置を講ずるものとする。

|  |
| --- |
| ①　乙は、業務において利用する個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。②　乙は、業務において利用する個人情報等の取扱いの従事者を定め、併せて当該従事者の中からその責任者（以下「責任者」という。）を定め、前記①の責任体制とともに、あらかじめ甲に報告しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。③　前記５及び後記８について遵守する。④　乙は、業務において利用する個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。甲は、特記事項第12条に基づき、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。⑤　乙は、業務において利用する個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りではない。⑥　乙は、業務において利用する個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。⑦　乙は、業務において利用する個人情報等について使送、郵便、電子メールその他のインターネットの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。⑧　乙は、従事者をして前記⑦に基づき報告した送付方法により業務において利用する個人情報等を送付させる場合は、次のアからエまでに掲げる事項を遵守させなければならない。ア　送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。イ　送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。ウ　送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。　　郵便にあっては、郵便追跡サービスを付加するもの（特殊郵便）を用いること。ただし、乙において、差出人、受取人、郵便の種類、取扱区分及び特徴、貼り付けた切手等の支払い済みの郵便料金、差し出した場所並びに差し出した日時を記録し、もって郵便物等事故調査の依頼を可能とする場合には、この限りでない。エ　上記ア及びイについて従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記ウについて責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。⑨　乙は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。⑩　乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウエアをインストールしてはならない。なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的かつ客観的に評価し選定すること。⑪　乙は、業務において利用する個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次のアからエまでに掲げるとおり管理しなければならない。ア　当該個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。イ　当該個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。ウ　当該個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。エ　当該個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。 |

(２)　乙が講じなければならない個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する情報については、政府（個人情報保護委員会ウェブサイト等）において公表されているので、乙は、業務において利用する個人情報等の取扱いを開始するに当たり、適宜、当該情報を参考とし、併せて、政府から配付されている資料、ツール等を参考とし、又は活用するものとする。

(３)　乙は、この特記事項及びこの特記仕様書の解釈等、業務において利用する個人情報等の取扱いについて疑義が生じた場合には、その都度甲に確認し、業務を行うものとする。この限りにおいて、甲は、甲における情報セキュリティに係る管理体制の維持に支障がない範囲で乙に対し情報の提供等を行うものとする。

７　従事者等の研修（特記事項第８条の２関係）

(１)　特記事項第８条の２第１項の研修は、従事者（責任者を含む。）に業務において利用する個人情報等の取扱いを開始させる前に少なくとも１回は行わなければならない。

(２)　特記事項第８条の２第１項の研修の内容には、少なくとも次表に掲げるものの受講を含むものとする。ただし、乙において、次表に掲げるものと同等の水準以上のものと認める研修を実施する場合には、この限りでない。

|  |
| --- |
| ①　政府広報オンライン「個人情報保護法の概要」の視聴令和２年改正個人情報保護法の全面施行を受けた「個人情報保護法」の概要について、用語解説から個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う際の義務まで解説するもの。 〔URL　<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25176.html>〕②　政府広報オンライン「個人情報保護法上の安全管理措置」の視聴　個人情報取扱事業者において、取り扱う個人データの漏えい等の防止、その他個人データの安全管理のために講じなければならないとされる、必要かつ適切な措置について具体的な手法を例示しながら紹介するもの。 〔URL　<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25177.html>〕③　政府広報オンライン「個人情報の取扱いに関する規律等の整備とお役立ちツールのご紹介」の視聴個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱うため、基本方針を策定することや安全管理措置として具体的な取扱いに係る規律を整備することが重要であるところ、これらの規律等の説明に加え、個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載しているお役立ちツールお役立ちツール（自己点検チェックリスト、個人データ取扱要領例等）について紹介するもの。 〔URL　<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25178.html>〕④　政府広報オンライン「個人データの漏えい等事案と発生時の対応について」の視聴令和４年４月１日から、個人データの漏えい等が発生し個人の権利利益を害するおそれがある場合、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されたことについて分かりやすい解説で紹介するもの。 〔URL　<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg24040.html>〕個人情報保護委員会URL　<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#movie> |

(３)　特記事項第８条の２第２項の研修についても、前記(１)及び(２)と同様とする。

８　事故発生時における報告（特記事項第９条関係）

　(１)　特記事項第９条第１項に規定する報告は、次のとおりとする。

ア　一先報告

乙において、当該事故が発覚した場合には、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等について甲に一先ず報告をしなければならない。

イ　速報

甲の指定する日時（当該事故の発覚の日から起算して最長３日以内を原則とする。）までに次に掲げる記入様式の例により書面又は電磁的記録を甲に提出しなければならない。

　　　(ア)　記入様式

　　　　　　政府が個人情報保護委員会ウェブサイトにおいて配付している民間事業者用参考資料

　　　　　　〔URL <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#report>〕

　　　(イ)　備考

　　　　　　鑑文については引用法条を省略して単に「次のとおり報告します。」と書き改め、宛先については甲と書き改めること。

　　ウ　確報

　　　　甲の指定する日時（当該事故の発覚の日から起算して最長３週間以内を原則とする。）までに前記イと同様の方法により甲に提出しなければならない。

９　業務等終了時の個人情報の返還又は引渡し（特記事項第10条関係）

　(１)　甲は、特記事項第10条第１項に規定する返還又は引渡しについて、あらかじめ乙から求めがあった場合には、当該返還又は引渡しと引換えに次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録を乙に交付しなければならない。

　　ア　返還者又は引渡者たる乙の名称等

イ　受領者たる甲の名称等

ウ　この契約又は業務の名称

エ　甲が返還又は引渡しを受けた個人情報の名称等

オ　甲が返還又は引渡しを受けた日時及び場所

　(２)　前号に規定する電磁的記録の交付は、甲乙間の協議により、次に掲げる基準の中から定めるものとする。

　　ア　PDF形式のファイル

次に掲げるいずれかの方法で乙に対し送信すること。

(ア)　甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用

(イ)　乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの添付

甲があらかじめ指定をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

　　イ　乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの直接記入

甲があらかじめ指定をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

　(３)　当該返還又は引渡しと引換えに第１号に規定する書面又は電磁歴記録の交付を要さなかった場合において、当該返還又は引渡しの後相当の期間内に乙から求めがあったときも、前２号と同様とする。

10　業務等終了時の個人情報の廃棄（特記事項第10条関係）

　(１)　特記事項第10条第２項に規定する指示は、書面又は電磁的記録で行うものとする。この場合において、電磁的記録による指示は、前記10(２)の例によるものとする。

　(２)　特記事項第10条第４項に規定する報告は、完全に廃棄又は消去をした旨の証明書（情報の項目、媒体の名称、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面又は電磁的記録）を甲に提出することをもって行わなければならない。ただし、他の法令に基づき乙において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、乙は、廃棄又は消去をすることができない個人情報等の概要に関する情報（情報の項目、媒体の名称、数量、廃棄又は消去をしない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日）を当該証明書に記載すれば足りる。

　(３)　前号の証明書の提出については、前記４の例によるものとする。

11　定期的報告（特記事項第11条関係）

　　特記事項第11条第１項に規定する定期的報告は、次のとおりとする。

　(１)　開始時報告

　　ア　対象

　　　　この特記仕様書の交付があった場合全て

　　イ　時期

　　　　次に掲げるその都度とする。

　　　(ア)　この契約の期間の開始の日又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの開始の日のいずれか早い日から１月以内

　　　(イ)　この契約の期間又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの期間が１年以上である場合には、毎年４月中（末日が閉庁日である場合には翌開庁日まで）

　　ウ　内容

　　　　乙は、本件事務に係る個人情報の取扱いの開始時（前記イ(イ)の場合にあっては、報告の日）における前記７に規定する責任体制、責任者、作業場所、運搬方法、送付方法、研修その他の安全管理措置について、別添「安全管理措置に係る報告兼届出書」により甲に報告しなければならない。

　(２)　中間報告

　　ア　対象

　　　　この契約又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの期間が１年以上である場合であって、かつ当該期間が後記イの日に係るものに限る。

　　イ　時期

　　　　甲が別に指定するところにより、毎年８月から11月までの間で甲が別に定める日を基準とする。

ウ　内容

乙は、甲の指示があった場合には、前記イの日を基準とする特記事項の遵守状況に係る自己点検を

行い、甲が指定する電子申請システム等に入力しなければならない。

12　死者情報の取扱い（特記事項第15条関係）

乙が業務を行うために死者情報を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第２項から前項までと同様である。

（注１）　甲は鳥取県、乙は受注者（受託者）をいう。

（注２）　業務の実態に即して適宜必要な項を追加し、又は不要な項は省略して差し支えない。

**別添「安全管理措置に係る報告兼届出書」**

|  |  |
| --- | --- |
| 調査項目 | 内　　容 |
| １　受託者の名称等（注)　受託者とは、県との契約等における名称を問わず、個人情報の保護に関する法律第66条第２項各号に掲げる者に該当する場合のものをいいます。以下同じ | □ 鳥取県競争入札参加資格者□ 鳥取県出資法人（出資比率：□ 全部　□ ２分の１以上　□ ４分の１以上　□ ４分の１未満）□ 個人事業主　□ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ２　業務に係る作業所属の名称 |  |
| ３　業務に係る責任者の役職の名称 |  |
| ４　業務に係る緊急連絡先 | ①　電話番号　　②　電子メールアドレス　　 |
| ５　業務に係る従事者（責任者を含む。）の人数 |  |
| ６　個人情報保護関連資格等の有無 | □ Ｐマーク　□ ＩＳＭＳ□ その他の資格（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 個人情報保護関係の損害保険に加入 |
| ７　個人情報保護に関する社内規程等の有無 | □ 個人情報の利用、保存、廃棄等に関する管理規程、手順書、手引書等□ 個人情報の漏えい、紛失、滅失、盗難等に係る事故発生時の対応規程、手順書、手引書等□ 個人情報保護についての従業員との雇用契約、誓約書等への明記□ その他の規程（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 規程なし |
| ８　個人情報保護に関する研修の実施 |

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 次に掲げる頻度において |
|  | □ 業務において利用する個人情報の取扱い開始前に□ 年　回（直近の実施年月日：　　年　　月） |
| 各責任者及び従事者において次のとおり実施済み |
| 　 | □ 特記仕様書７(２)①から④までに掲げる研修動画の視聴□ 次に掲げる研修又は教育（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　） |

 |
| ９　個人情報保護に係る内部点検・検査・監査の方法等 |  |
| 10　業務において利用する個人情報を取り扱う作業場所等の管理体制(注) 作業を鳥取県の庁舎内部でのみ行い、かつ、受託者が、鳥取県所有のパソコン、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には、記入不要です。ただし、作業を鳥取県の庁舎内部でのみ行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(３)中「電磁的媒体」の項、(５)、（６）及び(７)に限り記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| (１)　作業場所の所在地 | 〒 |
| (２)　作業場所の入退室管理 | ①　作業場所の入室可能人数　□ 上記５の従事者（責任者を含む。）のみ　□ 従事者以外の入室可（□ 上記外　　名　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　））②　入退室者の氏名及び時刻の記録　□ なし（施錠のみ、身分証の提示のみ等）　□ あり　□ 用紙への記入　　　　　 □ ＩＣカード等によりＩＤ等をシステムに記録　　　　　 □ カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録　　　　　 □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
| (３)　個人情報の保管場所 | ①　紙媒体（用紙）　　□ 鍵付き書庫　□ 耐火金庫　□ 専用の保管室　□ 取扱いなし　　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）②　電磁的媒体　　□ 鍵付き書庫　□ 耐火金庫　□ 専用の保管室　□ 取扱いなし　　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (４)　作業場所の防災体制 | □ 常時監視　□ 巡回監視　□ 耐火構造　□ 免震・制震構造□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (５)　個人情報の運搬方法 | ①　紙媒体（用紙）　　□ 運搬を禁止し、又は行わない　　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）②　電磁的媒体　　□ 運搬を禁止し、又は行わない　　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (６)　個人情報の送付方法 | □ 特記事項第６条及び特記仕様書第３項の定めのとおり、その都度委託者の指定を受けて行います。□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (７)　個人情報の廃棄方法 | ①　紙媒体（用紙）□ 特記事項第10条及び特記仕様書第10項の定めのとおり、業務における利用が不要となった時又は契約終了時のいずれか早い時に、速やかに裁断処理し、証明書を作成し、委託者に提出します。□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）②　電磁的媒体　□ 特記事項第10条及び特記仕様書第10項の定めのとおり、業務における利用が不要となった時又は契約終了時のいずれか早い時に、速やかに、委託者立会いの下、復元不可能な方法により削除し、CD-R等の外部記録媒体は物理的破壊を行った上で廃棄します。委託者の立会いがない場合には、証明書を提出します。　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (８)　作業場所外で作業を行う場合の個人情報保護対策 | □ 該当なし（行うことがないため。）□ 該当あり（行うことがあるため。）　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |

　 |
| 11　業務において利用する個人情報の電算処理における保護対策(注１) 紙媒体（用紙）のみ取り扱う業務を行う場合には記入不要です。(注２) 鳥取県所有のパソコン、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には、記入不要です

|  |  |
| --- | --- |
| (１)　業務において利用する個人情報に係る連絡のために用いる電子メールアドレス |  |
| (２)　作業を行う機器 | □ 限定している（ノート（携帯可能）型　台、デスクトップ（携帯不可）型　台）□ 限定していない |
| (３)　外部との接続 | □ 作業機器は外部と接続していない□ 作業機器は外部と接続している　 接続方法：□ インターネット　□専 用回線　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　 通信の暗号化：□ している　□ していない |
| (４)　アクセス制限 | □ ＩＤ・パスワード付与によるアクセス制限を実施している　 ＩＤの設定方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　　パスワードの設定方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 ）□ＩＤ・パスワード付与によるアクセス制限を実施していない |
| (５)　不正アクセスを検知するシステムの有無 | □ あり（検知システムの概要：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）□ なし |
| (６)　マルウェアを検知するシステムの有無 | □ あり（検知システムの概要：　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ なし |
| (７)　ＯＳ・ソフトウェアの更新 | □ 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (８)　アクセスログ | □ アクセスログを保存している（保存期間：　　　　　　　　　　）□ アクセスログを保存していない |
| (９)　停電時のデータ消去防止対策 | □ 無停電電源装置　□ 電源の二重化□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）□ なし |
| (10)　外国における個人情報の取扱いの有無 | □ あり　 □ 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で保存以外の個人情報の取扱いはない　 □ 外国のサーバ上で個人情報が保存されており、外国のサーバ上で保存以外の個人情報の取扱いがある

|  |
| --- |
| ①　個人情報の取扱いがある外国の名称 |
|  |  |
| ②　当該外国における個人情報の制度・保護措置等 |
|  |  |

□ なし |
| (11)　その他の対策 |  |

　 |